

水道・下水道契約(開始)のご案内

瑞浪市役所 上下水道課

〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地

電話 0572-68-2111 (内線 236・244)

1 契約について

(1) 開始日・契約区分

開始日	令和 年 月 日 ()
契約区分	上下水道 ・ 水道のみ※

※し尿のくみ取りが必要な場合は有限会社中部環境 (Tel.0572-67-0385) へお申込みください。

(2) 開栓時の注意事項

- 水道を開栓するときは、立ち会いの必要はありません。
- 敷地内のすべての蛇口が閉めてあることを事前に確認してください。
 - * 蛇口が開いていると、水道を開栓したときに宅内で水が出続け、宅内が水浸しになるなど支障が出る恐れがあります。その場合は責任を負いかねます。
 - * 開栓作業時に蛇口が開いていると思われる場合、メーターボックス内のバルブで水道を止めておくことがあります。水が出ないときはバルブの確認をお願いします。

(3) 休止手続について

水道開始(開栓)中は水を使用しなくても(使用水量が0 m³でも)基本使用料がかかります。

- * 転出される場合や水道を長期間使用しない場合は、必ず休止の手続きを行ってください。

(4) 給水(水道)契約に関する約款

令和2年4月1日施行の民法改正により、定型約款に関する規程が新設され、水道の契約に関しても適用されます。

定型約款は「定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定のものにより準備された条項の総体」とされており、瑞浪市では給水契約の条件等を定めた次の条例等が定型約款にあたります。

- ① 瑞浪市水道事業給水条例
- ② 瑞浪市水道事業給水条例施行規程

条例等は

https://www3.e-reikinet.jp/mizunami/d1w_reiki/reiki.html
で検索いただけます。



2 検針について

- 瑞浪市では隔月(偶数月)検針・毎月徴収を実施しています。
- 偶数月の1日から20日までの定期検針期間に、瑞浪市が委託している検針員が水道メーターの検針に伺います。(検針日は地区によって異なります)

【検針の際の注意事項】

- * メーターボックスの上に、植木鉢や石などのものを置いたり、自動車を駐車されていたりすると、検針ができません。メーターボックスの上には物を置かないようお願いいたします。
- * 犬などのペットがいると、検針員がメーターボックスに近づけないことがありますので、ペットをメーターボックスの近くに繋がないようにお願いします。

3 料金について

(1) 料金のお支払い方法

瑞浪市の上下水道料金のお支払いの方法は「①納入通知書による窓口等でのお支払い」、「②納入通知書によるスマートフォンでのお支払い」、「③口座引き落としによるお支払い」の3通りです。(クレジットカード払いはできません)

① 納入通知書(請求書)による「窓口等」でのお支払い

納入通知書を毎月月末に指定された住所に送付します。納期限までに金融機関、コンビニエンスストアまたは市役所の窓口でお支払いください。

納入通知書見本



(外面)



(内面)

お支払いができる場所

◎金融機関

- ・十六銀行
- ・東濃信用金庫
- ・大垣共立銀行
- ・陶都信用農業協同組合
- ・岐阜・愛知・三重・静岡
各県のゆうちょ銀行

◎コンビニエンスストア

◎市役所窓口

(コミュニティセンター
ではお支払いできません)

② 納入通知書(請求書)による「スマートフォン」でのお支払い

納入通知書を毎月月末に指定された住所に送付します。納期限までにスマートフォン決済アプリで納付書に印刷されているバーコードを読み込んでお支払いください。

PayB、PayPay、au PAYがご利用いただけます。

スマホ決済の
詳細は瑞浪市
のホームペー
ジを
ご覧
くだ
さい。



③ 口座引き落としによるお支払い

ご登録いただいた口座から毎月8日に上下水道料金の引き落としを行います。8日に引き落としができなかった場合は末日に再度引き落としします。(8日及び末日が土日祝日の場合は金融機関の翌営業日となります)

【引き落とし可能な金融機関】

十六銀行・東濃信用金庫・大垣共立銀行 陶都信用農業協同組合・ゆうちょ銀行

【口座の登録方法】

瑞浪市収納金口座振替依頼書に必要事項を記入、押印のうえ、上記金融機関の本店・各支店窓口提出してください。

用紙は市内の金融機関及び市役所窓口にあります。

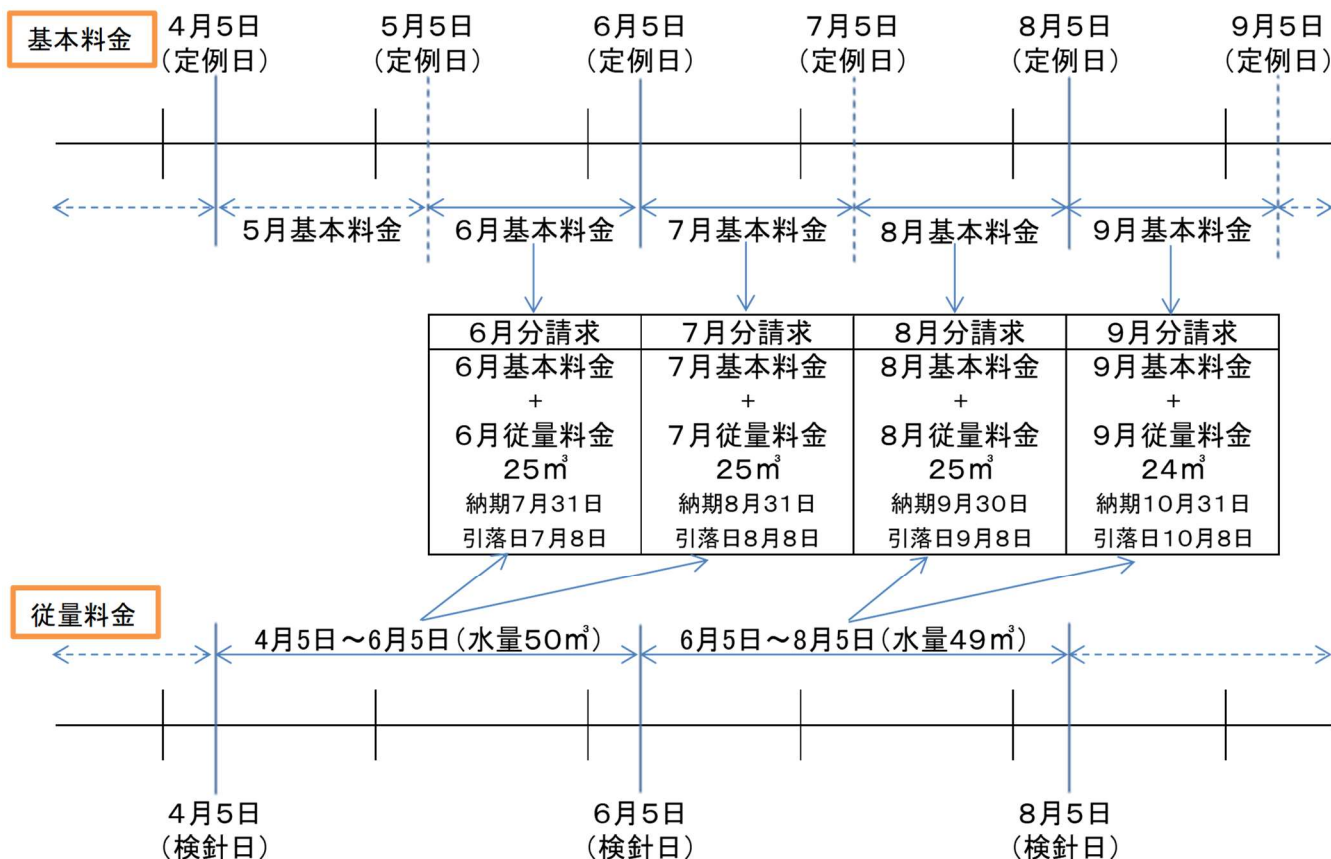
- 持ち物** ①銀行届出印 ②通帳など口座情報が分かるもの
③検針票など水道番号が分かるもの

(2) 料金の計算方法

上下水道料金は、次の①と②を合計して請求します。

- ① 基本料金 前月の定例日から今月の定例日までの間に使用すると発生します。
(定例日は検針日及び検針日の翌月同日になります)
- ② 従量料金 偶数月に検針を行い、計量した使用水量を2等分して、検針した月と翌月に分けて算定します。

(例) 検針日が5日の場合 ※検針日は地区等により異なります。



(3) 水道料金と下水道使用料の基本料金及び従量料金表

① 水道料金 (消費税込)

(円)

量水器の口径	基本料金 (1 か月)
13mm	1,210
20mm	2,970
25mm	4,730
30mm	6,600
40mm	12,100
50mm	16,720
75mm	36,300
100mm 以上	55,000

従量料金 (1 m³あたり)			
1~10 m³	11~20 m³	21~50 m³	51 m³以上
93.5	176	231	280.5

② 下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料（消費税込） (円)

基本使用料 (1 か月) 10 m³まで	従量使用料 (1 m³あたり)				
	11~20 m³	21~30 m³	31~50 m³	51~100 m³	101 m³以上
1,980	154	176	192.5	209	225.5



上下水道料金の計算例 * 口径13mmで25m³使用したとき

水道	基本料金 1,210 円	1~10m³ 93.5 × 10 = 935 円	11~20m³ 176 × 10 = 1,760 円	21~25m³ 231 × 5 = 1,155 円
下水道	基本使用料 1,980 円	11~20m³ 154 × 10 = 1,540 円	21~25m³ 176 × 5 = 880 円	

水道料金 5,060 円
下水道使用料 4,400 円
計 9,460 円

【注意事項】

- 井戸水を使用される場合
水道水以外に井戸水等を使用されているご家庭で水道水以外が下水道に流入する場合、「実際の水道の使用水量」と「世帯人数別の下水道基準水量」を比較して多いほうを「下水道使用水量」として認定し、下水道使用料を計算しています。
世帯員数に増減が生じたときは、速やかに上下水道課へ届出してください。
- 開始されたとき
偶数月に検針をしているため、開始日から最初の検針まで期間が空くことがあります。検針までの期間が空いている場合、最初の検針月の請求までは、基本料金のみ請求します。
- 休止されたとき
休止届がご提出された場合、ご希望日に休止の作業と検針を実施し、休止日までの料金を請求します。休止後の納入通知書は転居先に送付します（口座振替の方は、引き続きご登録いただいた口座から引き落としされます）。
上下水道料金は実際の使用月から 1 か月から 2 か月遅れて請求しています。休止の際は最大 2 か月分の従量料金をまとめて請求しますのでご了承ください。

4 漏水したとき

(1) 漏水の確認方法

検針時に前月と比較して急に使用水量が増えたときは、地下や床下で漏水している可能性があります。次の方法で漏水しているか確認することができます。

- ① 全ての蛇口等を閉める。
- ② 全ての蛇口等が閉まっている状態で、水道メーターのパイロット（銀色のコマ）が回っているか確認する。
- ③ 全ての蛇口等が閉まっている状態で、水道メーターのパイロットが回っていた場合、宅内漏水の可能性あります。



水道メーターのパイロット

(2) 漏水していた場合の対応

瑞浪市指定給水装置工事業者に依頼して、修理を行ってください。
賃貸物件の場合は、管理会社へお問合せください。

瑞浪市指定給水装置工事事業者一覧▶

